

指数先物・オプションにおける限月設定方法の見直しに伴う
業務規程等の一部改正について

2025年3月5日
株式会社大阪取引所

I. 趣旨

当社は、業務規程等の一部改正を行い、2025年5月26日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、指数先物・オプションにおける限月設定方法の見直しに伴い、所要の対応を行うものです。

II. 改正概要

1. TOPIX 先物における限月設定方法の見直し

- TOPIX 先物の Large 取引について、特定限月取引の13限月取引制とし、各限月取引の期間は、6月及び12月の各限月取引については5年、3月及び9月の各限月取引については1年6か月とします。

2. 日経 225 ミニオプションにおける限月設定方法の見直し

- 日経 225 ミニオプションの週次設定限月取引について、毎週の水曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）に終了する取引日を取引最終日とする限月取引を新たに設定し、直近の4週次設定限月取引とします。

3. その他

- その他、所要の改正を行うものとします。

（備考）

・業務規程第7条第2項第2号a

・業務規程第15条第1項第1号の2b

・業務規程第15条第2項第1号の2b
(a)

III. 施行日

- 2025年5月26日から施行します。ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、2025年5月26日に施行することが適当でないと当社が認める場合には、当該日以後の当社が定める日から施行します。

以 上